

中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**

2017年11月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 年末調整の時期がやってきました

**\*新しく採用した人** (入社時に以下のことをしておきましょう)

前職の源泉徴収票を預かりましょう。(H29年中に給与の支給があった場合)  
「平成29年分 扶養控除等の申告書」を記入してもらいましょう。

**\*退職した人**

退職後1か月以内に源泉徴収票を交付しましょう。

**\*医療費控除は？**

年末調整では控除できません。確定申告が必要です。

**\*家を建て、住宅ローンを組みました。**

住宅ローン控除があります。初めの年は確定申告が必要です。  
2年目からは年末調整のみで控除が受けられます。

**\*子どもが生まれました。**

ことしの年末調整から、扶養控除の対象になります。

**\*子どもが就職しました。**

子どもの平成29年中の給与の支給額が103万円より多い場合、扶養控除の親族になりません。(給与以外の収入がある場合、金額は変わります。)

その他、ご不明点があれば、当事務所までお問い合わせください。



生命保険料や地震保険料の控除証明書などが届く時期です。年末調整・確定申告に必要です。大切に保管していただくか、お早目に当事務所へお預けください。

(上甲 記)